一　海底又はその下に存在する熱水鉱床をなす金鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱及びバリウム鉱

二　海底又はその下に存在する堆積鉱床をなす銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱及びコバルト鉱

第十八条中「第十一条第一項第十九号」を「第十一条第一項第十八号」に改める。

第十九条第一項に次の四号を加える。

三十九　グラファイト鉱（機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合に限る。）

四十　フッ素鉱（金属元素と結合しているものであって、機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合に限る。）

四十一　マグネシウム鉱（機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合に限る。）

四十二　シリコン鉱（機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合に限る。）

第十九条第二項中「第三十八号」を「第四十二号」に改める。

第二十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　機構は、機構法第十二条第二号に掲げる業務に係る勘定の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一　機構法第十一条第一項第一号に掲げる業務（可燃性天然ガスに係るものに限り、これに附帯する業務を含む。）

二　機構法第十一条第一項第二号及び第三号に掲げる業務（石炭に係るものに限り、これらに附帯する業務を含む。）

三　機構法第十一条第一項第一号及び第三号に掲げる業務（地熱に係るものに限り、これらに附帯する業務を含む。）

四　機構法第十一条第一項第一号及び第三号に掲げる業務（金属鉱物に係るものに限り、これらに附帯する業務を含む。）並びに同項第二号及び第十三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）

第二十六条第二項中「第十六条」を「第十五条」に改める。

第二十七条中「第二条第二項」を「第一条第二項」に改める。

附則第三条第二項中「設ける勘定」の下に「、機構法附則第六条第二項に規定する石炭経過勘定」を、「各勘定との」の下に「それぞれの」を加え、「及び附則第四条第三項」を「、附則第四条第三項及び第六条第二項」に改め、同条第三項中「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「これらに附帯する」を「機構法第十一条第一項第十号から第十二号までに掲げる」に、「附則第五条第一項第一号の業務及びこれらに附帯する」を「第十一条第一項第十号から第十二号まで及び附則第五条第一項第一号に掲げる」に改める。

附則第四条に次の一号を加える。

四　機構法附則第六条第一項に規定する石炭経過業務

附則第五条に次の一項を加える。

2　災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、同法附則第五条第一項の規定により機構が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から承継した償却資産（新エネルギー・産業技術総合開発機構が国庫補助金及び交付金で取得したものを除く。）は、第九条第一項の指定を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

附則第六条を次のように改める。

（財務諸表に関する経過措置）

第六条　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、機構法附則第六条第一項の規定により石炭経過業務を行う間、中期目標の期間の最後の事業年度においては、第十条に規定するもののほか、石炭経過業務に必要な資金に充てるべき金額の計算書及び当該金額の計算の基礎を明らかにした書類とする。

附則に次の一条を加える。

（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産の範囲に関する経過措置）

第七条　機構に係る通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産は、機構法附則第六条第一項に規定する石炭経過業務が行われる場合には、第十三条第一号中「土地及び建物」とあるのは「土地及び建物（機構法附則第六条第二項に規定する石炭経過勘定に属するものを除く。）」とする。

（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条第二号に掲げる業務に係る勘定の経理については、平成二十四年九月三十日以前に同法第十一条第一項第九号に掲げる業務又は同条第三項の業務が行われる場合には、第一条の規定による改正後の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第二十一条第二項第四号中「同項第二号及び第十三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」とあるのは「同項第二号、第九号及び第十三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項の業務」とする。

（石炭鉱業構造調整臨時措置法施行規則を廃止する省令の一部改正）

第三条　石炭鉱業構造調整臨時措置法施行規則を廃止する省令（平成十四年経済産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び第九号」を削り、「同項第十一号から第十三号まで、第十六号の二」を「第十一号の二」に改める。

（石炭鉱害賠償等臨時措置法施行規則を廃止する省令の一部改正）

第四条　石炭鉱害賠償等臨時措置法施行規則を廃止する省令（平成十四年経済産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項、第四項及び第五項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「附則第五条第三項」を「附則第五条第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「附則第五条第十一項」を「附則第五条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「附則第五条第八項」を「附則第五条第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「附則第五条第八項」を「附則第五条第三項」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「附則第五条第八項」を「附則第五条第三項」に改め、同項を同条第十二項とする。

（石炭鉱害賠償等臨時措置法施行規則を廃止する省令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の石炭鉱害賠償等臨時措置法施行規則を廃止する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令本則の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法施行規則（以下「旧賠償法施行規則」という。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、前条の規定による改正後の石炭鉱害賠償等臨時措置法施行規則を廃止する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法施行規則中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第六条　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年経済産業省令第百二十号）の一部を次のように改正する。